

第1回

認定地域クラブ活動支援交付金 制度説明会

勝央町教育委員会

勝央町認定地域クラブ(令和8年10月時点)

団体名	活動種目	主な活動場所	活動開始年月	申請日	認定期間
勝央AXIS	ソフトテニス	勝央中、勝央緑地運動公園	令和8年9月	令和8年8月20日	令和8年9月～ 令和11年3月
A-Project 勝央陸上クラブ	陸上競技	勝央中	令和8年9月	令和8年8月3日	令和8年9月～ 令和11年3月
勝央サッカー少年団	サッカー	勝央緑地運動公園、勝央中	令和8年9月	令和8年8月3日	令和8年9月～ 令和11年3月
勝央クラブ	バレーボール	勝央中、 勤労者体育センター	令和8年10月	令和8年9月18日	令和8年10月～ 令和11年3月



認定地域クラブ活動支援交付金(概要)

目的

教育委員会が認定した地域クラブ(認定地域クラブ)の円滑な運営及び持続可能な活動体制の構築を図る

対象(下記の全ての当てはまるもの)

- 勝央町教育委員会に認定された地域クラブ
- 町内の中学生が1人以上いる
- 他の団体(町のスポーツ少年団事務局を含む)から補助金を受けていない
- 年間12日以上活動している(活動を予定している)

認定地域クラブ活動支援交付金

交付金の内容 (1,000円未満の端数を生じたときは切り捨て)

交付金

=

基本額

+

人数割額

基本額

年間の総活動予定日数

70日以上 → 50,000円

70日未満 → 30,000円

■定額給付
■領収書等不要

※年度途中で認定されたクラブの日数制限は、認定月から年度末までの月数に応じて月割り計算します。計算結果に1日未満の端数が出た場合は切り上げます。

10月申請の場合(=年度末まで6カ月) $70日 \times (6ヶ月 / 12ヶ月) = 35日$

・活動予定が 35日以上 ➡ 50,000円

・活動予定が 35日未満 ➡ 30,000円

認定地域クラブ活動支援交付金

交付金の内容 (1,000円未満の端数を生じたときは切り捨て)

交付金

=

基本額

+

人数割額

人数割額

会員数(小～高校生) × 5,000円 = 上限額

実際に
かかった費用を
補助します

■対象経費 (上限額を超えて支出した場合＝上限額を支給) (上限額まで支出しなかった場合＝支出した分のみ補助)

対象経費	下記以外にも旅費、通信運搬、印刷製本、会議費等、教育委員会がクラブの運営に必要と認める経費が対象となります。
指導者謝金	指導者1人につき1時間1,600円を上限。1日の支給対象時間は、平日2時間、休日3時間を限度
備品費	事業を行うために必要な物品(1年以上継続使用)。見積書、納品書及び領収書が必須
消耗品費	事業を行うために必要な物品(1年以上継続使用)。見積書、カタログ、料金表等及び領収書が必須
借料(バス・会場等)	機械器具、バス、会場等のリース・レンタル。見積書、価格一覧表、料金表等の積算根拠資料、請求書及び領収書が必須
保険料	指導者や参加者に係る保険料。見積書、価格一覧表、料金表等の積算根拠資料、領収書及び申込書が必須。

人数割額

補足事項

- 所属参加者の人数は、交付金の交付申請を行う日の属する月の初日における人数とする
- 上限額は、事業実施期間中に所属参加者の人数に変動が生じた場合であっても変更しない

ただし、

■所属参加者の全員の退会その他事業の実施状況に著しい変更が生じ、交付金の交付目的を達成できないと教育委員会が認める場合

■所属参加者の人数が申請当初より2割以上増加した場合
は、この限りでない。

申請から報告までの流れ

申請

下記書類を
教育委員会に提出

概算払(受取)

■基本額(全額)
■人数割額(8割)

実績報告

■別紙のとおり



様式第1号
交付申請書



様式第2号
役員・指導者名簿



様式第3号
会員(生徒)名簿



様式第4号
活動計画書



様式第5号
収支予算書

認定地域クラブの申請時に提出した書類
と同じ(変更なし)であれば、**提出不要**

申請から報告までの流れ

申請

下記書類を
教育委員会に提出

概算払(受取)

■基本額(全額)
■人数割額(8割)

実績報告

■別紙のとおり

申請団体

①申請

②交付決定

③概算払い請求

④概算払

教育委員会

「団体の設立初期等において資金の確保が特に困難であると教育委員会が認める場合は、人数割額の全額を限度として概算払により交付することができる」

申請から報告までの流れ

申請

別紙のとおり

概算払(受取)

■基本額(全額)
■人数割額(8割)

実績報告

■下記のとおり

対象経費	備 考
月別活動報告書(様式第8号)	活動月数提出してください
指導者謝金支払証明書(様式第9号)	指導者ごとに、年度内の支払額を記入ください。なお、そのうち休日に支払った額も記入ください。
参加者別納付状況確認書(様式第10号)	参加者ごとの納付状況(参加費と保険料)を記入してください
収支決算書(様式第11号)	年度内の収支決算書を提出してください
領収書等をまとめた内訳書	消耗品費などの購入にかかるレシート等をまとめたもの
事業内容や実施状況を確認できる 記録写真等の資料	活動状況を記録した写真

年度の末日または、当該年度の活動が終了した日から起算して30日のいずれか早い期日までに教育委員会に提出してください

日々の活動記録

実績報告時に必要となりますので、日々の活動時には以下のことを記録しておいてください。

なお、教育委員会では、日々の活動時に「活動記録表」をご用意していますので、ぜひご活用下さい。

※様式はホームページに掲載

活動全般

- ☐活動日
- ☐活動時間
- ☐活動場所
- ☐活動内容(通常練習または試合等の別)
- ☐参加数(参加者、指導者)

指導者関係

- ☐指導者氏名
- ☐指導時間(平日は2時間、休日は3時間以内)
- ☐支払い謝金額(指導者ごとに、休日と平日を分けてください)

参加者

- ☐参加者氏名
- ☐参加者が支払った参加費と保険料の額(年額合計)

対象経費 支出時の注意点

対象経費	留意事項
指導者謝金	補助の上限は指導者1人につき1時間当たり1,600円。 1日の支給対象時間は、平日は2時間、休日は3時間。 公式大会への引率、遠征等で臨時に時間を延長する場合は、1日につき6時間を上限として支給することができる。
備品費	事業を行うために必要な物品(1年以上継続して使用できるもの)の購入に必要な経費。 実績報告時には、当該品の見積書、納品書及び領収書の提出が必要となります。
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費。 実績報告時には、見積書、カタログ又は価格一覧表、料金表等の積算根拠資料及び領収書の提出が必要となります。 <u>※個人で使用するもの(ユニフォームや用具)は補助対象外です。</u>
借料(バス・会場等)	事業を行うために必要な機械器具、バス、会場等のリース・レンタルに要する経費。 実績報告時には、見積書、カタログ又は価格一覧表、料金表等の積算根拠資料、請求書及び領収書の提出が必要となります。
保険料	指導者や参加者に係る保険料。 実績報告時は、見積書、価格一覧表、料金表等の積算根拠資料、領収書及び申込書の提出が必要となります。

そのほか、旅費、通信運搬、印刷製本、会議費等クラブの運営に必要と認められる経費

この場合にも、上記と同様の証憑(添付)書類の提出が必要です。

留意事項

- 勝央町学校部活動地域連携促進事業補助金交付要綱(令和7年勝央町教委告示第2号)は、廃止となります。
- 認定地域クラブが勝央町スポーツ少年団に重複して登録している場合や、勝央町スポーツ少年団に登録されているチームが認定地域クラブの認定を受けている場合は、町内の社会体育施設等の利用に係る優先予約、使用料の減免その他の優遇措置の適用については、いずれか一方の団体としての措置のみを受けることができるものとし、双方の優遇措置等を重複して適用することはできません。
- この交付金は、勝央町スポーツ少年団等、他の公的な登録団体として重複して活動する場合は、同一の活動日における同一の経費(指導者謝金、施設利用料等)について、重複して他の補助金等の交付を受けていないことを要件としています。

参考

- 指導者向け説明会
- 一般向け説明会

認定地域クラブにおける指導者

「活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要」(文部科学省ガイドライン)

【対象となる研修】

- ①町が自ら行う研修
- ②都道府県が行う研修
- ③町が認めた団体が行う研修



市区町村等が定める研修を受講し、

登録された指導者を「**認定地域クラブ活動指導者**」という。

【研修メニューの例】

①総論・制度

地域展開の考え方や仕組み

②基本姿勢・服務規律

指導者としての倫理観・責任感・参加者の人権尊重(暴力・暴言・ハラスメント防止等)

③生徒への指導

参加者への発達段階や多様な実情等への配慮(女子生徒への健康課題への配慮、適切な休養、効果的なトレーニング等)

④安全管理・事故対応等

事故等が発生した場合の現場対応(事故防止、応急手当等)

⑤学校等との連携

中学校との適切なコミュニケーション(連絡調整等、中学生等の連携)

研修会の予定

川崎医療福祉大学 講師
藤本 誠氏による研修会

- 広報紙10月号に折込
- スポーツ・文化活動団体に送付
- 一般参加もOK



▲ 申し込みフォーム

検討事項

この日に受講できない指導者に対する救済策の検討

スポーツ・文化活動の指導者向け研修会

兼勝央町認定地域クラブ活動指導者研修会

コンプライアンス &

安全管理研修会



講師

川崎医療福祉大学
医療技術学部 健康体育学科 講師

藤本 誠 さん

大学で教育実習指導論などを担当する傍ら、柔道同好会の顧問を務める。柔道六段、全日本柔道連盟公認Aライセンス審判員。日本オリンピック委員会（JOC）強化スタッフなどの社会活動にも貢献。コンプライアンスや安全管理をテーマにした研修会を各地で開催するなど、地域指導者の育成にも尽力されている。

2026

12/19 土

14:00-15:30

学校部活動の地域展開が進む中、地域の指導者には、高い倫理観と安全への配慮が求められています。本研修では、現場で起こりがちな事例（ケーススタディ）を交えながら、ハラスメント防止や指導中の安全管理について実践的に学びます。現役の指導者はもちろん、今後指導に関わる予定の方もぜひご参加ください。文化・芸術団体の指導者の方も対象です。

こんな方に

- ✓ 「認定地域クラブ」の指導者として活動中の方
- ✓ 今後、認定地域クラブで指導を考えている方
- ✓ 部活動指導員として活動されている方
- ✓ スポーツ・文化芸術団体等で子どもたちを教えている方など

開催方法	参集形式
参加費	無料
定員	先着50名
会場	勝央町公民館

お申し込み
はこちらから

または下記まで
お電話ください



申込期限 11月13日（金）17：00まで

主な研修内容

- ・ ハラスメント防止、コンプライアンス
- ・ 現場の安全管理・リスク対策
- ・ 事例で考えるグループワーク
- ・ 指導者同士の情報共有

勝央町教育委員会

勝央町公民館内

〒709-4316

勝田郡勝央町勝間田200-1

お気軽にお申し込みください

☎0868-38-1753

受付時間：平日8時30分から17時15分まで

勝央町の地域展開
についてはこちら



一般向け説明会 (第2回目)

■ 内容

町の地域展開の形
認定地域クラブの現状
交付金制度説明

■ 広報

広報紙(11月号)
学びポケット
学校を通してチラシ配布
各所でチラシ配布

第2回 一般向け説明会

部活動の地域展開

認定地域クラブの現状や 交付金制度について

2026

11/11 水

19:00-20:30 (予定)

対 象 どなたでも参加できます

開催場所 勝央町公民館

予 約 不要

勝央町の地域展開
の方針等について
はこちら



▲勝央町ホームページ

勝央町教育委員会では、中学校の部活動を地域主体へ移行する「地域展開」を進めています。

当町の地域展開は、単なる部活動の代替えにとどまらず、「子どもから大人まで、誰もが将来にわたりスポーツや文化活動に親しめる町全体の振興」という広い視野を持って取り組んでいます。

いよいよ町内でも新しい「認定地域クラブ」が立ち上がってきました。

説明会では、制度の概要や、立ち上がってきたクラブの紹介、活動を支援する補助金制度についてご説明しますので、どなたでもお気軽にご参加ください。

説明会の内容

- ・ 勝央町の地域展開の形
- ・ 認定地域クラブの現状
- ・ 交付金制度説明 など



お気軽に
お越しください

勝央町教育委員会

勝央町公民館内
〒709-4316
勝田郡勝央町勝間田200-1

☎0868-38-1753

syakaikyouiku@town.shoo.okayama.jp